

千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正（案）の概要

1 改正の趣旨

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める国の省令改正に伴い、本市の介護保険サービス事業所や施設等に係る指定基準を定める条例の一部を改正することを予定しています。

なお、指定基準は国の省令に沿って条例で定めることとされているため、今回の改正内容は、国の省令改正と同内容としています。

2 主な改正内容

(1) 全サービス共通事項

ア 「書面掲示」規制の見直し（養護老人ホームを除く）

運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上での情報の閲覧ができるよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。（1年間の経過措置あり）

イ 管理者の兼務範囲の明確化

管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

(2) 身体拘束等の適正化の推進

サービス区分	改正等の内容
短期入所系サービス（短期入所生活介護、短期入所療養介護） 多機能系サービス（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）	身体拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備及び研修の実施）を義務付ける。（1年間の経過措置あり）
訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防支援	利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束を行う場合の記録を義務付ける。

(3) 医療機関との連携について（居住系サービス、施設系サービス）

ア 協力医療機関との連携体制の構築

(ア) 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めることを義務付ける。（一定の経過措置期間あり、居住系サービスは努力規定）

a 入所者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

b 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。

c 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。（施設系サービスのみ）

(イ) 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。

(ウ) 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

居住系サービス：(地域密着型) 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、軽費老人ホーム
 施設系サービス：介護老人福祉施設、地域密着型老人福祉施設入所者生活介護、特別養護老人ホーム、
 養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護医療院

イ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、施設・事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。

(4) 居宅介護支援、介護予防支援に係る基準の改正

項目	改正等の内容
公正中立性の確保のための取組の見直し(居宅介護支援)	<p>○次に掲げる事項に関して利用者に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の努力義務とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前6月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合 ・前6月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの同一事業者によって提供されたものの割合
指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング(居宅介護支援、介護予防支援)	<p>○次に掲げる要件を設けた上で、少なくとも2月に1回(介護予防支援の場合は6月に1回)、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月において、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とする。</p> <p>ア 利用者の同意を得ること。</p> <p>イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心身の状況が安定していること。 ・利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通できること。 ・介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。
ケアマネジャー1人当たりの取扱件数(居宅介護支援)	<p>○指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤のケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準について、次のとおり見直す。</p> <p>ア 原則、要介護者の数に要支援者の数に1/3を乗じた数を加えた数が44以下であれば必要なケアマネジャーの員数は1とし、44の倍数(44に満たない端数の場合も含む。)ごとに1ずつ増すこととする。</p> <p>イ 指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合においては、要介護者の数に要支援者の数に1/3を乗じた数を加えた数が49以下であれば必要なケアマネジャーの員数は1とし、49の倍数(49に満たない端数の場合も含む。)ごとに1ずつ増すこととする。</p>
介護予防支援の円滑な実施(介護予防支援)	<p>ア 指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の人員に関する基準については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所ごとに1以上の員数の介護支援専門員を置かなければならないこ

	<p>と。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならないこと。(ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができる。) ・管理者は、同一の事業所の他の職務に従事する場合や、管理上支障がない範囲で他の事業所の職務に従事する場合を除き、専らその職務に従事する者でなければならないこと。 <p>イ 市に対する情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を行うに当たって、市から情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況等を市に情報提供することとする。 <p>ウ その他、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行うに当たって、所要の規定の整備を行う。</p>
--	---

(5) 福祉用具貸与・特定福祉用具販売に係る基準の改正

サービス区分	改正等の内容
福祉用具貸与・特定福祉用具販売	○選択制の対象福祉用具の貸与又は販売に当たっては、福祉用具専門相談員が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、十分説明することを義務付ける。また、医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うことを義務付ける。
福祉用具貸与	○福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリングの実施時期を追加する。 ○福祉用具専門相談員がモニタリングの結果を記録し、その記録を介護支援専門員に交付することを義務付ける。 ○福祉用具専門相談員が、利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うことを義務付ける。
特定福祉用具販売	○福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認することを義務付ける。 ○福祉用具専門相談員が、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等行うよう努めることとする。

(6) その他

サービス種別	改正等の内容
訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション	○入院時に医療機関が作成したリハビリテーション計画書の入手及び把握を義務化する。 ○介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可があったときは、訪問リハビリテーション事業所及び通所リハビリテーション事業所の指定があったものとみなす。
居宅療養管理指導	○高齢者虐待防止のための各種取組の義務付けの経過措置期間を3年間延長し、令和9年3月31日までとする。 ○感染症や非常災害の発生時の業務継続に向けた研修及び訓練の実施等の義務付けの経過措置期間を3年間延長し、令和9年3月31日までとする。

短期入所系サービス、施設系サービス（養護老人ホームを除く）	○ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めるものとする。
（看護）小規模多機能型居宅介護	○管理者の他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととする。
看護小規模多機能型居宅介護	○看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービスが含まれる旨を明確化する。
特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護	○利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、生産性向上の取組に当たっての必要な安全対策について検討した上で、見守り機器等の複数のテクノロジーの活用、職員間の適切な役割分担等の取組により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる指定特定施設に係る当該指定特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3（要支援者の場合は10）又はその端数を増すごとに0.9以上であることとする。
特定施設入居者生活介護	○口腔衛生管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないこととする。（3年間の経過措置期間あり）
介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	○緊急時等の対応方法について、配置医師等の協力を得て定め、1年に1回以上、見直しを行うことを義務付ける。
短期入所系サービス、多機能系サービス、居住系及び施設系サービス（養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く）	○利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置を義務付ける。（3年間の経過措置期間あり）

3 施行期日

令和6年4月1日又は6月1日

4 改正する条例

- (1) 千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 千葉市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- (3) 千葉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 千葉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- (5) 千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (6) 千葉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- (7) 千葉市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

- (8) 千葉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- (9) 千葉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- (10) 千葉市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (11) 千葉市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (12) 千葉市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

5 今後のスケジュール

- 令和6年1月4日～2月5日 パブリックコメント手続の実施
- 2月 提出意見の考慮、施策の決定、意見概要等の公表
令和6年第1回定例会に議案提出
- 4月1日 条例施行（訪問看護等一部サービスに係る改正規定は6月1日）